

○総務省令第七号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第四十一条第二項第二号の規定に基づき、無線従事者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月十九日

総務大臣 山本 早苗

無線従事者規則の一部を改正する省令

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。
 十三 第二級アマチュア無線技士

別表第六号国内電信級陸上特殊無線技士の養成課程の項の次に次のように加える。

| | |
|-------------------|----------------------------|
| 第二級アマチュア無線技士の養成課程 | |
| 法規 | 無線工学 三十五時間以上 二十七時間以上 |

別表第七号国内電信級陸上特殊無線技士の養成課程の項の次に次のように加える。

| | |
|-------------------|---|
| 第二級アマチュア無線技士の養成課程 | 無線工学 第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技士、第二級陸上無線技術士又は第一級アマチュア無線技士 |
|-------------------|---|

附 則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

法規

第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士又は第一級アマチュア無線技士